二　特定役務のうち建設工事の調達契約　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成７年政令第372号）第３条第１項に規定する総務大臣の定める額
三　特定役務のうち建設のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービスの調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額
四　特定役務のうち前２号以外の調達契約　国の特例政令第３条第１項に規定する財務大臣の定める額

２　前項の契約制限価格は、調達契約に関し、契約規則第10条第１項ただし書の規定により単価についてその契約制限価格が定められる場合にあっては、当該契約制限価格に当該調達契約により調達をすべき数量を乗じた額とし、一連の調達契約が締結される場合にあっては、当該一連の調達契約により調達をすべき物品等又は特定役務の契約制限価格の合計額とする。

（参加のための条件）

第３条の２　契約責任者（阪神高速道路株式会社経理規程（平成17年阪神高速規程第８号）第７条第１項第５号に規定する契約責任者をいう。以下同じ。）は、調達の要件を満たすために不可欠な場合には、関連する過去の経験を要求することができるが、関連する過去の経験を自国の領域において取得していることを条件として課してはならない。

（競争参加資格審査）

第４条　契約責任者は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、契約規則第７条第２項の規定による審査については、随時に、しなければならない。

２　一般競争に参加しようとする者は、随時に前項の規定による審査を求めることができるものとし、契約責任者は、遅滞なく当該審査の結果を公表しなければならない。

（競争参加資格の公示）

第５条　契約責任者は、特定調達契約の締結が見込まれるときは、当該特定調達契約の締結が見込まれる年度ごとに、あらかじめ競争に参加するために必要な資格、申請の方法及び時期等について、官報により公示しなければならない。

２　契約責任者は、前項の公示において、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。

一　調達する物品等又は特定役務の種類
二　契約規則第７条第１項に規定する資格の有効期限及び更新手続

（一般競争の公告）

第６条　契約責任者は、特定調達契約につき入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも40日前に官報により公告しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、その期間を当該各号に規定する日数まで短縮することができる。

一　特定調達契約に係る次に掲げる事項について、特定調達契約につきこの項の規定による公告（以下「一般競争公告」という。）を行う日の前日から起算して１年前の日から40日前の日までの間に官報によりあらかじめ公示している場合　10日
イ　調達の内容
ロ　入札期日として予定する日付
ハ　調達に関心を有する者は、契約責任者に対して当該調達に係る入札に参加しようとする意思がある旨の表明をすべきこと。
ニ　第10条に規定する文書を交付する場所
ホ　次条各号に掲げる事項（この号の規定による公示の際に示すことができないものを除く。）

二　特定調達契約の締結までに急を要する場合　10日
三　次に掲げる場合のいずれかに該当する場合　40日から、５日にその該当する場合の数を乗じて得た日数を減じた日数
イ　一般競争公告を官報の発行に関する法律（令和５年法律第85号）第５条の規定により発行される官報により行う場合
ロ　第10条に規定する文書の交付（一般競争公告を行った日から行われる交付に限る。）を電子情報処理組織を使用して行う場合
ハ　入札書の受領を電子情報処理組織を使用して行う場合

四　特定調達契約により調達される物品等又は特定役務が、政府以外の者により通常行われる取引（物品等の取引にあっては、売買取引に限る。）の対象となる物品等又は特定役務（当該取引の際にそれらの仕様の変更又は追加をすることができないものに限る。）である場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる日数
イ　前号イ及びロに掲げる場合に該当する場合　13日
ロ　前号イからハまでに掲げる場合の全てに該当する場合　10日

２　契約責任者は、入札者若しくは落札者がない場合又は落札者が契約を締結しない場合において、さらに入札に付そうとするときは、前項による入札公告の期間を短縮することはできないものとする。

（一般競争公告をする事項）

第７条　一般競争公告は、契約規則第15条各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項についても、するものとする。

一　一連の調達契約にあっては、当該一連の調達契約のうちの一の契約による調達後において調達が予定される物品等又は特定役務の名称、数量及びその入札の一般競争公告の予定時期並びに当該一連の調達契約のうちの最初の契約に係る入札の一般競争公告の日付
二　当該一般競争に係る参加申請の時期及び場所
三　第10条に規定する文書の交付に関する事項
四　落札者の決定方法

２　契約責任者は、前項の公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする旨を明らかにしなければならない。

３　契約責任者は、第１項の規定による公告において、当該契約責任者の氏名及びその所属する部署の名称並びに契約の手続において使用する言語を明らかにするほか、次の各号に掲げる事項を英語により記載するものとする。

一　調達をする物品等又は特定役務の名称及び数量
二　入札期日
三　契約責任者の氏名及びその所属する部署の名称

（指名競争の公示等）

第７条の２　第６条第１項の規定及び前条の規定は、契約責任者が特定調達契約につき指名競争に付そうとする場合について準用する。この場合において、第６条の見出し中「一般競争の公告」とあるのは「指名競争の公示」と、同条第１項中「公告しなければならない」とあるのは「公示しなければならない」と、同項第１号中「公告（以下「一般競争公告」」とあるのは「公示（以下「指名競争公示」」と、第６条第１項第３号中「一般競争公告」とあるのは「指名競争公示」と、前条（見出しを含む。）中「一般競争」とあるのは「指名競争」と、「公告」とあるのは「公示」と、「契約規則第15条各号に掲げる事項」とあるのは「契約規則第15条各号に掲げる事項及び契約規則第23条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件」と読み替えるものとする。

２　契約責任者は、特定調達契約につき指名競争に付そうとするときは、第１項の規定による公示の日において指名競争に参加させようとする者に対し、次の各号に掲げる事項を通知するものとする。

一　契約規則第24条第１項に規定する事項
二　一連の調達契約にあっては、前条第１項第１号に掲げる事項
三　契約の手続において使用する言語

（公告又は公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者の取扱い）

第８条　契約責任者は、特定調達契約につき一般競争に付そうとする場合において一般競争公告をし、又は指名競争に付そうとする場合において指名競争公示をした後、当該一般競争公告又は指名競争公示に係る一般競争又は指名競争に参加しようとする者から契約規則第７条第２項の規定による申請があったときは、速やかに、適格性の審査を開始しなければならない。

２　契約責任者は、特定調達契約に係る指名競争の場合においては、前項の規定による審査の結果、契約規則第７条第２項に規定する有資格業者となった者のうちから、契約規則第23条の規定による基準に基づく指名競争において指名されるために必要な要件を満たしていると認められる者を指名するとともに、その指名する者に対し、前条第２項に規定する事項を通知しなければならない。

３　契約責任者は、特定調達契約につき第１項の申請を行った者から入札書が同項の規定による審査の終了前に提出された場合においては、その者が開札の時において、一般競争の場合にあっては契約規則第７条第１項に規定する一般競争に参加するために必要な資格を有すると認められることを、指名競争の場合にあっては前項の規定により指名されていることを条件として、当該入札書を受理するものとする。